那珂市移住支援金シミュレーション

東京圏から那珂市に移住してきたかたが要件を満たした場合、支援金を支給します。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県を指します。移住支援金について https://www.city.naka.lg.jp/gyousei/ijyu-teijyu/page005622.html

単身移住
60
万円

世帯移住
100
万円

さらに18歳未満の
子ども1人につき **100** 万円を加算

※申請日が属する年度の４月１日時点で18歳未満であること

スタート！

転入前10年のうち、通算５年以上東京23区内に住んでいる

転入前10年のうち、通算５年以上東京圏に住んでいて、東京23区内に通勤している
※東京圏に住み、東京23区内の大学等に通学し、東京23区内に就職した場合は通学期間もカウント可能としますまた、通学期間は修学年限を上限とします（高等専門学校は２年）

転入直前の１年間は東京23区内に住んでいる

転入直前の1年間は東京圏に住んでいて、東京23区内に通勤している

対象外

対象外

はい
いいえ

那珂市へ転入後の働き方は

A 茨城県内企業へ就職

以下の条件をいずれか満たす

●「いばらき就職チャレンジナビ」に移住支援金対象法人として掲載されている企業に就業

●プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業

※どちらも申請時において連続して３か月以上在職している必要があります

【詳しくはこちら】

●「いばらき就職チャレンジナビ」については茨城県労働政策課のページをご確認ください。
https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html

●ほかの都道府県のマッチングサイトは内閣府地方創生推進事務局のページをご確認ください。
https://www.chisou.go.jp/sousei/shienkin_index.html

●「プロフェッショナル人材事業」の詳細は茨城県労働政策課のページをご確認ください。
https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/projin/projin.html

●「先導的人材マッチング事業」の詳細は内閣府地方創生推進室のページをご確認ください。
https://www.chisou.go.jp/tiiki/jinzai_matching/index.htm

対象の可能性あり

対象外

B 起業

茨城県の起業支援金「茨城県地域課題解決型起業支援事業」の交付決定を受け、決定後1年以内である

【詳しくはこちら】

●「地域課題解決型企業支援事業」については茨城県技術革新課のページをご確認ください。
https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangi/chiikika

対象の可能性あり

対象外

C テレワーク

以下の条件をいずれか満たす

●自己意思で移住し、那珂市を生活の本拠として移住元の業務をテレワークで引き続き行う

※恒常的に通勤せず、週 20 時間以上テレワークを行っている必要があります

●申請者もしくは同一世帯のものが、那珂市内に住宅を新築または購入した

【関連する補助金はこちら】

●那珂市で初めて住宅を取得した方を支援します
https://www.city.naka.lg.jp/gyousei/ijyu-teijyu/page002483.html

対象の可能性あり

対象外

D 関係人口（A、B、C以外）

以下の条件をいずれか満たす

①那珂市が行う移住・関係人口創出事業に参加したことがある
※移住ツアー、移住セミナー、インターンシップ等

②那珂市のお試し居住施設を利用したことがある

③地域再生法に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた企業において、計画期間中に認定を受けた事業所に新規で雇用されたかた、又は、本社機能移転強化促進補助の認定を受けた企業において、認定後３年以内に、認定を受けた事業所（うち本社機能に係る部門が対象）に新規で雇用されたかた、次世代産業集積・カーボンニュートラル強化プロジェクト事業補助、グローバル企業のフラッグシップ（主力）拠点誘致促進補助の認定を受けた企業において、認定後３年以内に、認定を受けた事業所に新規で雇用されたかた。

【詳しくはこちら】

●いばらき地方活力向上地域等特定業務施設整備促進プロジェクトについては茨城県計画推進課のページをご確認ください。
https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/keikaku/chiho/kyotenzei.html

●茨城県が実施する企業立地のための優遇制度で設備投資などに対して活用できる補助金については茨城県立地推進課のページをご確認ください。
https://www.indus.pref.ibaraki.jp/kakushu_yugu/

①または②

以下のいずれかに該当する

●茨城県内農林水産業（専業に限る）へ就業または継承する

●認定新規就農者や認定農業者の認定を受けている

対象外

転入時に50歳未満（住民登録日時点）である ※世帯の場合は世帯全員50歳未満

対象の可能性あり

対象外

E 働かない

③

過去に５年以上茨城県に居住歴がある

いいえ

対象の可能性あり

対象外

そのほかにも詳細な要件がございます。申請をご検討の方は、事前にご相談ください。

【お問い合わせ先】那珂市政策企画課地方創生グループ　TEL：029-298-1111（代表）

●移住支援金について　https://www.city.naka.lg.jp/gyousei/ijyu-teijyu/page005622.html